

## 学校法人 大阪信愛女学院 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪信愛女学院の理事長・理事・監事並びに評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 報酬は、俸給又は手当とする。

### (常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬は、別途俸給とし、理事会の定める額とする。

### (常勤役員の退職金)

第4条 常勤役員の退職金は支給しない。

### (非常勤役員の報酬)

第5条 非常勤役員の報酬は、俸給又は手当とし、俸給額はその都度理事会が定める。交通費は実費を支給する。

### (非常勤役員の退職金)

第6条 非常勤役員の退職金は支給しない。

### (評議員の報酬)

第7条 評議員の報酬は手当とし、理事会の定める額とする。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

### 附則

1. この規程は、平成6年3月1日から施行する。
2. この改正規程は、平成11年11月15日から施行する。
3. この改正規程は、平成14年12月10日から施行する。
4. この改正規程は、平成21年9月17日から施行する。

平成 29 年 7 月 27 日 理事会決定

大阪信愛女学院役員報酬額		
項 目	金 額	備 考
理事長俸給	100,000 円	月額
内部理事俸給 (理事長除く)	24,000 円	月額
外部理事手当	20,000 円	1 日
常勤監事俸給	100,000 円～200,000 円 (上限)	月額
非常勤監事俸給	50,000 円～100,000 円 (上限)	月額
内部評議員手当	3,000 円	1 日
外部評議員手当	10,000 円	1 日
交 通 費	いずれも実費相当額 (内部理事を除く)	

1. この報酬額は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。